10　景観計画に基づく規制

東京都景観計画（平成 19 年３月策定）において、特に良好な景観形成を進める地区を景観形成特別地区として指定し、屋外広告物の表示又は設置について、条例等に定める一般的な基準に加え、当該区域独自の基準を定めています。

こうした取組を更に充実させるため、平成 20 年４月に当計画を変更し、新たに景観形成特別地区を追加指定しました。

また、平成 22 年２月に墨田区景観計画、平成 24 年４月に品川区景観計画、平成 28 年１月に文京区景観計画に基づいた屋外広告物の基準を定めています。

（１）　文化財庭園等景観形成特別地区

①　表示等を制限する区域

景観形成特別地区の区域内（庭園の区域からおおむね 200mの範囲を目安としています。また、各庭園からの見通しを考慮するとともに、道路や敷地境界などで、規制区域を明確に設定する必要がある場合は、200mを超えて範囲を設定しています）で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制区域とします。

②　規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り表示することができます。

区　　分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	□　地盤面から 20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面等の広告物	□　地盤面から 20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。
広告物の色彩※1	□　建物の壁面のうち、高さ 20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の１／３を超えて使用できる色彩の彩度を定める。 【色相】　→　【彩度】 0.1R～10R　→　５以下 0.1YR～5Y　→　６以下 5.1Y～10G　→　４以下 0.1BG～10B　→　３以下 0.1PB～10RP　→　４以下
表示等の制限の例外	□　建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。

※１　色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照してください。

※２　上表に定める基準に適合する公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物については、表示可能です。

③　文化財庭園等景観形成特別地区の区域

規制区域は地図中の▭内です。

ア　平成 19 年４月指定　（平成 19 年５月１日を基準日）

○　浜離宮恩賜庭園・旧芝離宮庭園の周囲の区域

中央区銀座八丁目、築地五丁目、築地六丁目、浜離宮庭園、港区芝浦一丁目、海岸一丁目、海岸二丁目及び東新橋一丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

○　新宿御苑の周囲の区域

新宿区大京町、四谷四丁目、内藤町、新宿一丁目、新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目、渋谷区千駄ケ谷一丁目、千駄ケ谷五丁目及び千駄ケ谷六丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

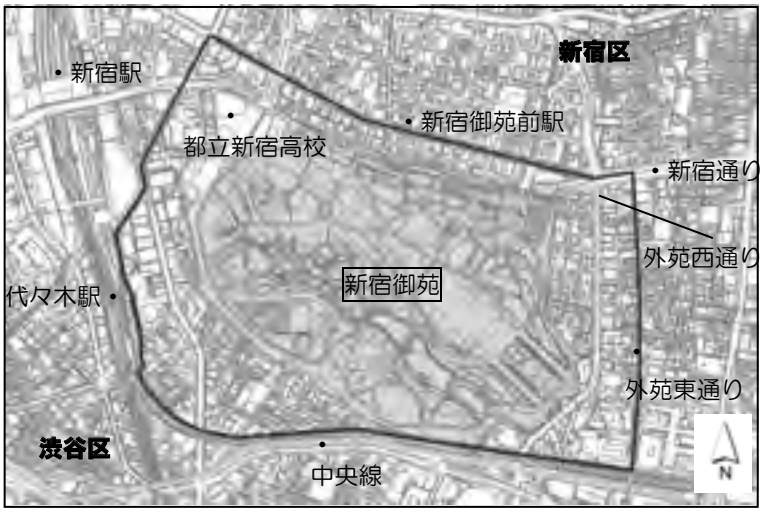

○　清澄庭園の周囲の区域

江東区清澄二丁目、清澄三丁目、平野一丁目、三好一丁目、白河一丁目、佐賀二丁目、福住二丁目、深川一丁目及び深川二丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

イ　平成 20 年４月指定　（平成 20 年５月１日を基準日）

○　小石川後楽園の周囲の区域

文京区後楽一丁目、後楽二丁目及び春日一丁目のうち、右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

○　六義園の周囲の区域

文京区本駒込五丁目、本駒込六丁目、豊島区巣鴨一丁目、駒込一丁目及び駒込二丁目のうち、右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

○　旧岩崎邸庭園の周囲の区域

文京区湯島三丁目、湯島四丁目及び台東区池之端一丁目のうち、右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

○　旧古河庭園の周囲の区域

北区西ケ原一丁目のうち、右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

ウ　平成 28 年７月指定　（平成 28 年８月 15 日を基準日）

○　殿ヶ谷戸庭園の周囲の区域

国分寺市南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目及び東元町二丁目のうち、右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

※　区域等で御不明な点は、屋外広告物取扱窓口までお問い合わせください。

（２）　水辺景観形成特別地区

①　表示等を制限する区域

景観形成特別地区の区域内とします。

②　規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する広告物について表示することができます。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによります。

区　　分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	□　建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面等の広告物	□　広告物の光源に、赤色又は黄色※1を使用しない。 光源は点滅させない。
広告物の色彩※2	□　建物の壁面のうち、高さ 10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の１／３を超えて使用できる色彩の彩度を定める。 【色相】　→　【彩度】 0.1R～10R　→　５以下 0.1YR～5Y　→　６以下 5.1Y～10G　→　４以下 0.1BG～10B　→　３以下 0.1PB～10RP　→　４以下
表示等の制限の例外	□　許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。

※1　赤色又は黄色とは、ＪＩＳ（ＪＩＳＺ９１０１）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とします。

※2　色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照してください。

③　水辺景観形成特別地区の区域

規制区域は、次ページの地図中の□内です（平成 19 年４月指定（平成 19 年５月１日を基準日とする。））。

中央区湊二丁目、湊三丁目、明石町、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、浜離宮庭園、新川一丁目、新川二丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、港区芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、海岸一丁目、海岸二丁目、海岸三丁目、港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目、港南五丁目、江東区永代一丁目、越中島一丁目、豊洲一丁目、豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目、豊洲五丁目、豊洲六丁目、東雲二丁目、有明一丁目、有明二丁目、品川区北品川一丁目、東品川一丁目、東品川二丁目及び東品川五丁目の区域のうち、次のページの地図に示す区域（広告協定地区を除く※3）

※3　広告協定地区は、港区台場一丁目、台場二丁目、江東区青海一丁目、青海二丁目、有明二丁目、有明三丁目及び品川区東八潮の区域のうち、次ページの地図に示す区域

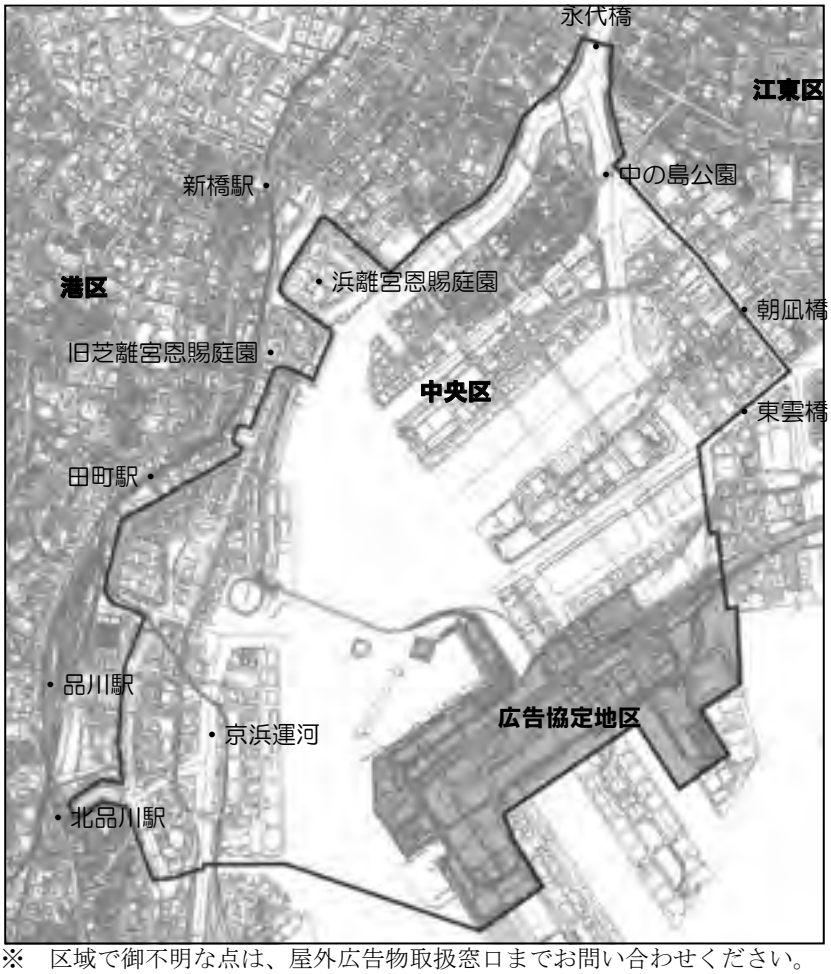

※　区域で御不明な点は、屋外広告物取扱窓口までお問い合わせください。

（３）　墨田区景観計画に基づく規制

①　表示等を制限する区域

○　向島百花園の周囲の区域

墨田区東向島三丁目及び東向島四丁目のうち、別図に示す区域における地盤面から高さ 15 メートル以上の空間

○　旧安田庭園の周囲の区域

墨田区横網一丁目及び横網二丁目のうち、別図に示す区域における地盤面から高さ 15 メートル以上の空間

② 規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り表示することができます。

区　　分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	□ 地盤面から 15m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面等の広告物	□ 地盤面から 15m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。
広告物の色彩※1	□ 建物の壁面のうち、高さ 15m以上の部分を利用する広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の１／３を超えて使用できる色彩の彩度を定める。 【色相】 → 【彩度】 0.1R～10R → ５以下 0.1YR～5Y → ６以下 5.1Y～10G → ４以下 0.1BG～10B → ３以下 0.1PB～10RP → ４以下
表示等の制限の例外	□ 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。

※１　色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照してください。
※２　上表に定める基準に適合する公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物については、表示可能です。

（４）　文京区景観計画重点地区に基づく規制

① 表示等を制限する区域

○ 小石川植物園の周囲の区域

文京区白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目、小石川四丁目、小石川五丁目、千石二丁目及び大塚三丁目のうち、右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間

② 規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り表示することができます。

区　　分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	□ 地盤面から 20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面等の広告物	□ 地盤面から 20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。
広告物の色彩※1	□ 建物の壁面のうち、高さ 20m以上の部分を利用する広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の１／３を超えて使用できる色彩の彩度を定める。 【色相】 → 【彩度】 0.1R～10R → ５以下 0.1YR～5Y → ６以下 5.1Y～10G → ４以下 0.1BG～10B → ３以下 0.1PB～10RP → ４以下
表示等の制限の例外	□ 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。

※１　色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照してください。
※２　上表に定める基準に適合する公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物については、表示可能です。

（５）　品川区景観計画重点地区に基づく規制

① 表示等を制限する区域

重点地区【旧東海道品川宿地区】の区域

品川区北品川一丁目、北品川二丁目、南品川一丁目、南品川二丁目及び南品川三丁目の区域のうち下図に示す区域

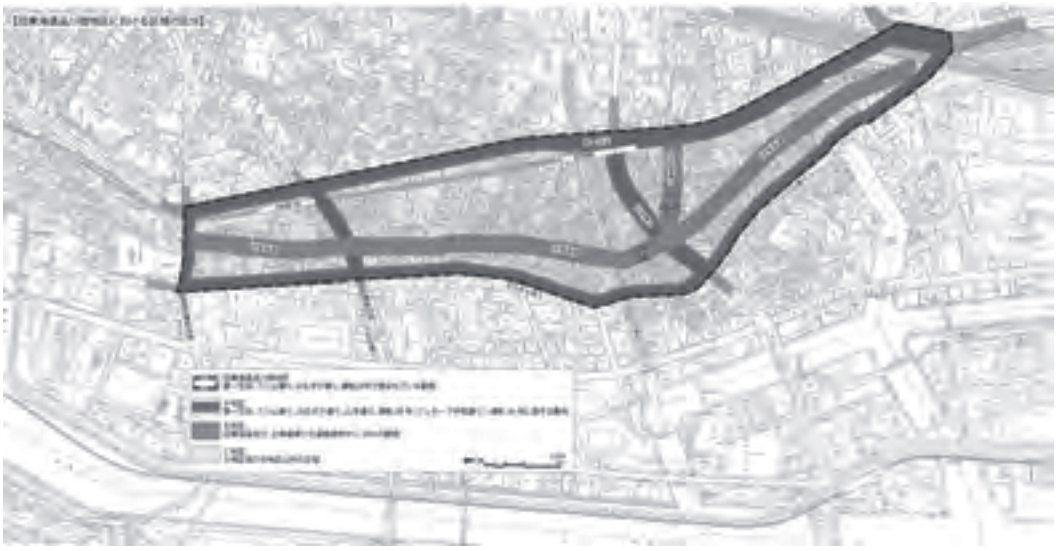

② 規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する広告物について表示することができます。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>Ａ地区</th><th>Ｂ地区</th><th>Ｃ地区</th></tr>
<tr><td>基準の適用</td><td>□ 従来の条例による基準が適用</td><td colspan="2">□ 従来の条例による基準に加えて、品川区独自の基準が適用される。</td></tr>
<tr><td>適用の対象面積</td><td colspan="3">□ 従来の条例による基準が適用
（表示面積の合計が 10 ㎡超が対象）</td></tr>
<tr><td>屋上設置の広告物</td><td>□ 従来の条例による基準が適用</td><td>□ 設置しない。</td><td>□ 自家用広告物以外は設置しない。
□ 光源に赤色又は黄色を使用しない。※1
□ 光源は点滅させない。</td></tr>
<tr><td>建物壁面等の広告物</td><td>□ 従来の条例による基準が適用</td><td colspan="2">□ 自家用広告物以外は設置しない。
□ 光源に赤色又は黄色を使用しない。※1
□ 光源は点滅させない。
□ 建物の壁面を利用する自家用広告物の色彩は、旧東海道の街並みと調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中でその表示面積の１／３を超えて使用できる色彩の彩度を次のとおり定める。ただし、別途定める伝統色についてはこの限りではない。※2
【色相】　　→　【彩度】
0.1R～10R　→　６以下
0.1YR～5Y　→　７以下
5.1Y～10G　→　４以下
0.1B～10B　→　４以下
0.1P～10RP　→　４以下</td></tr>
</table>

※1　赤色又は黄色とは、ＪＩＳ（ＪＩＳＺ９１０１）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とします。

※2　色彩については、「品川区景観計画の運用指針＜旧東海道品川宿地区＞」を参照してください。

（参 考）

広告物等を大規模建築物等に掲出する場合

特定街区や総合設計など、次に掲げる手法を活用して建築された建築物に表示・掲出する広告物については、「東京都景観計画」の大規模建築物等景観形成指針に定める屋外広告物等の基準に適合する必要があります。

詳細は、東京都都市整備局ホームページ（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/）を御覧ください。

都市開発手法	
市街地再開発事業及び 高度利用地区	都市計画法第 12 条第１項第４号 都市計画法第 12 条の５第３項
特定街区	都市計画法第８条第１項第４号
都市再生特別地区	都市計画法第８条第１項第４号の２
再開発等促進区	都市計画法第 12 条の５第３項
総合設計	建築基準法第 59 条の２
PFI 法に基づく事業及び PFI 法的手法に基づく事業	景観基本軸及び景観形成特別地区内で行われる事業に限る。
鉄道駅構内等開発計画	鉄道駅構内等開発計画に関する指導基準（平成２年４月東京都都市計画局決定）に基づく、鉄道駅構内等における開発

（注 意）

別途、都市景観への配慮として、上記の手法のうち「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」で定める「都市開発諸制度」※1を活用して建築された建築物及びその敷地（公開空地、有効空地等）内に表示・設置する広告物等については、都市開発諸制度の基準等※2 に適合する必要があります。

※１「都市開発諸制度」：特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区及び総合設計の４制度
※２「都市開発諸制度の基準等」：東京都特定街区運用基準、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準、東京都高度利用地区指定方針及び指定基準並びに東京都総合設計許可要綱及び実施細目